

令和4年度 いじめの対応状況について(中間報告)

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。  
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
 (いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和4年4月1日(金)から令和4年6月30日(木)

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) ※令和4年6月30日時点	いじめの対応状況 ※令和4年10月31日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数(件)	解消件数(件)
小学校	862	16	846	800
中学校	104	12	92	81

※いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

4 いじめの態様

校種	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	483	151	326	4	4	50	68	6	10	1102
中学校	67	4	21	1	0	12	3	9	2	119

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

5 いじめ発見のきっかけ

校種	学校の教職員が発見(件)	学校の教職員以外からの情報により発見(件)
小学校	759	103
中学校	47	57

## 6 第1回調査結果

- (1) 今年度、アンケート調査の名称を「学校生活のアンケート」に変更し、内容の一部見直しを行うことで、児童・生徒間の問題等について状況をより把握することができるようにした。学校は軽微ないじめも見逃さないという意識をもち、組織的な対応力の強化や相談体制の整備をしており、その結果、いじめの認知件数が昨年度の同時期と比較して小学校249件、中学校48件増加した。
- (2) 解消率は小学校で約93%、中学校では約78%であり、解決に向けて「対応を継続中」は小学校は16件、中学校は12件であった。  
「対応を継続中」の事例の多くは、簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由である。
- (3) 小学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「無視、仲間はずれ」である。また、今年度は現時点で「嫌なことをされる」が多い傾向がある。
- (4) 中学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「金品を隠す盗難」である。また、今年度は現時点で「軽い暴力」が多い傾向がある。
- (5) 「SNSによる誹謗・中傷」の認知件数は、小学校で6件、中学校で9件であり、昨年度の同時期より小学校で1件減り、中学校で1件増えている。全体に占める割合としては、減少傾向である。
- (6) いじめ発見のきっかけについては、学校の教職員が発見したり、アンケート調査など学校の取組で発見されたりしているケースが小学校で約88%、中学校で約45%である。また、本人や保護者等の学校の教職員以外からの情報がいじめ発見につながるケースは、小学校では約12%、中学校約55%である。

## 7 後期における取組の重点

### (1) 児童・生徒について

#### ○円滑な人間関係づくりの支援・コミュニケーションに関わる学習の充実

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた分かる授業や魅力のある授業、「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育む学習等の確実な実施。
- ・学校教育の様々な機会を捉え、一人1台タブレットも活用しながら、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組の展開。

#### ○児童・生徒自らがSOSを出す機会の充実

- ・「〇〇学校 相談デー」など、全児童・生徒が教職員やスクールカウンセラーに相談できる機会や場の設定。

#### ○SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実

- ・児童・生徒が見直し、策定した「SNS学校ルール」を基に、特別活動や「特別の教科 道徳」をはじめとする授業等で、情報モラルや一人1台タブレットの使用のルールについて主体的に考える場の設定。

### (2) 教職員について

#### ○教職員の対応力の向上

- ・今年度前期の取組や第1回アンケート調査結果から見えた各校の成果と課題を生かした校内研修会の実施といじめを訴えやすい体制整備の徹底。
- ・学校いじめ対策委員会やいじめ対応担当を中心とした、学校全体でのいじめ防止への取組やスクールカウンセラーも含めた情報共有の体制強化の徹底。

#### ○連携の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による面談や相談室での交流を通じた、児童・生徒の状況把握や支援。

### (3) 保護者等について

#### ○SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の協力

- ・保護者会等の機会において、「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育の推進。

#### ○連携の強化

- ・保護者アンケートや面談の実施等、担任やスクールカウンセラー等へ保護者が相談し、連携していじめに対応する機会の強化。